

冷媒用代替フロン使用状況等報告書

（宛先）京都府知事		2024年7月25日			
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目1番4号 JRセントラル タワーズ		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 東海旅客鉄道株式会社 代表取締役社長 丹羽 俊介			
前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使用 した第一種特定製品の 台数等	第一種特定製品の種類	前年度			
		年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数
	エアコンディショナー	77 台	1 台	5 台	72 台
	冷蔵機器及び冷凍機器	0 台	0 台	0 台	0 台
前年度に第一種特定製 品に充填及び回収を 行った冷媒用代替フロ ンの量	第一種特定製品の種類	代替フロン充填量		代替フロン回収量	
	エアコンディショナー	9.1	キログラム	12.7	キログラム
	冷蔵機器及び冷凍機器		キログラム		キログラム
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使用時	・フロン排出抑制法に基づき作成した第一種特定製品の点検記録簿に従い、簡易点検を実施し、適切に管理している。			
	廃棄時	・第一種特定製品の廃棄時は、第一種フロン類充填回収業者に依頼し、フロン類を回収したことを示す「引取証明書」を受け取り、3年間保存及び記録簿への記入を行っている。			
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使用時	・簡易点検実施漏れを防ぐために、4半期に1度点検箇所が管理部門に対して点検実施完了報告を行っている。			
	廃棄時	・第一種特定製品の廃棄時に、フロン排出抑制法に従い、充填回収業者から引取証明書を受け取り、冷媒用代替フロンが回収されたことを確認してから機器を廃棄した。			
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針					
特記事項					

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成11年政令第143号）第1条に規定するハイドロフルオロカーボン（HFC）をいいます。

2 「第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第3項に規定する機器をいいます。